平成２５年（フ）第４２４６号
大阪府池田市鉢塚３丁目14番９―306号
債務者　木村畳巧こと　木村　巧二
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３１５号
大阪市東住吉区住道矢田６丁目10番20号　レオパレス21ＹM103号
債務者　木村　満昭
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　貴幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４２２号
大阪市住之江区平林南２丁目６番54―1219号
債務者　うきちゃん本舗こと　浮田　一正
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幾波　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１０号
宮城県多賀城市大代５丁目２番20号
債務者　遠田みゆき
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５５４号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目11番地　市営住宅５A13棟12
債務者　伊藤　直樹（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４６９号
岡山県赤磐市是里3743番地
債務者　久延志保子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周東　秀成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３２４号
福岡市東区松島１丁目42番５号
債務者　早川　一良
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安原　伸人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月10日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４３８号
福岡市南区寺塚１丁目21番１―201号
債務者　山田　研治
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　孝旨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４０号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字倉町72番地17　メゾンシャルマンＢ―１、前住所岩手県西磐井郡平泉町平泉字東郷33番地
債務者　工藤　次郎
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第１５６号
山形市大字山寺7127番地
債務者　伊藤　由美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５８号
山形県東根市大字若木6085番地11　イースト・マルニ・宮ハウス
債務者　おかだデンキこと　岡田　政利
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６２号
山形県上山市河崎２丁目５番51号
債務者　田代　育子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６４号
山形県西村山郡朝日町大字大谷1231番地の１、前住所山形県村山市楯岡新町３丁目35番８号
債務者　石塚　礼子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７６号
埼玉県行田市大字長野1781番地　エルディム田幸102
債務者　鎌田　結似（旧姓緑川）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４０５号
埼玉県草加市瀬崎５丁目９番３号　寿荘１Ｆ
債務者　小堺　貞夫
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４０６号
埼玉県草加市瀬崎５丁目９番３号　寿荘１Ｆ
債務者　小堺　好美
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
埼玉県熊谷市村岡399番地５　615
債務者　藤崎　邦夫
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２５５号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾500番地２　102
債務者　島田　幸作
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部